

浦添市 中城村 北中城村

新一般廃棄物処理施設整備に関する基本合意書



平成 28 年 11 月

浦添市、中城村、北中城村（以下「構成団体」という。）は、新一般廃棄物処理施設（以下「新施設」という。）を共同で整備するにあたり、基本的な事項について下記のとおり合意する。

## 記

### 1 枠組みの形態

新施設整備及び同施設の運営管理は、構成団体による新たな清掃一部事務組合を設立し行う。清掃一部事務組合の設立は、平成 31 年度を目途とする。

### 2 稼働目標年度

新施設の稼働目標年度は、平成 38 年度を目途とする。

### 3 建設地

新施設の建設地は、浦添市伊奈武瀬一丁目 555 番 25 とする。

### 4 一般廃棄物処理施設処理対象地域

新施設の一般廃棄物処理対象地域は、構成団体の行政区域とする。

### 5 処理対象とする一般廃棄物の種類

新施設で処理対象とする一般廃棄物の種類は、現に「浦添市クリーンセンター」及び「青葉苑」において処理している可燃・不燃・粗大ごみとする。

### 6 一般廃棄物処理方式

新施設の処理方式は、構成団体で協議し、決定する。

### 7 施設規模

新施設の施設規模は、今後、構成団体で策定する循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）において設定する推計ごみ量に基づき、適正規模を決定する。

## 8 施設の建設及び運営に係る費用負担

構成団体は、新施設の建設に係る費用（以下「建設費用」という。）及びその運営に係る費用（以下「運営費用」という。）について、以下のとおりとする。

### (1) 建設費用

地域計画及び基本設計等に基づく推計搬入数量割とする。

### (2) 運営費用

- ① 新施設におけるごみ処理経費は、現施設（浦添市クリーンセンター及び青葉苑）におけるごみ処理経費を基準に「同程度の経費軽減率」となるよう搬入数量割と均等割を加えたものとする。
- ② 上記以外の経費については、構成団体で協議し定める。

## 9 その他

- (1) 現在、青葉苑において処理している資源ごみは、新施設供用開始に伴い浦添市リサイクルプラザにおいて受入れ処理するものとする。その際、受け入れ処理に係る詳細については、構成団体で協議し定める。
- (2) 新施設整備事業を進めるため、平成 29 年度より建設準備室を発足し、浦添市市民部環境施設課に置くものとする。
- (3) 構成団体は、浦添市行政財産使用料徴収条例に基づき土地使用料を支払うものとする。

## 10 補則

本合意書に定めのない事項、及び合意事項について疑義が生じたときは、構成団体で協議し定める。

この基本合意の証として本合意書3通を作成し、浦添市、中城村、北中城村  
において署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 28 年 11 月 11 日

浦添市長

松本 哲治



中城村長

浜田 孝一



北中城村長

新垣 邦男

